

○ 申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の取扱い等 について（令和2年10月29日厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）

新 旧 対 照 表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		現 行	
【別表】 ＜個人番号を記載することとされている申請及び届出＞		【別表】 ＜個人番号を記載することとされている申請及び届出＞	
事務手続名	手続の根拠条文	事務手続名	手続の根拠条文
(略)	(略)	(略)	(略)
障害者支援施設等に入所又は入院中の者に関する届出	規則第5条の4	障害者支援施設等に入所又は入院中の者に関する届出	規則第5条の4
(削る)	(削る)	特別の事情に関する届出	規則第5条の8
(削る)	(削る)	原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出	規則第5条の9
資格確認書の交付に関する申請	規則第6条	(新設)	
資格確認書の再交付及び返還に関する申請	規則第7条	被保険者証の再交付及び返還に関する申請	規則第7条
被保険者の資格に係る事実を記載した書面の交付に関する申請	規則第7条の2の2	(新設)	(新設)
資格情報通知書の再通知に関する申請	規則第7条の3	(新設)	(新設)
高齢受給者証の再交付及び返還に関する申請	規則第7条の4	高齢受給者証の再交付及び返還に関する申請	規則第7条の4
(略)	(略)	(略)	(略)
特別療養費の支給	規則第27条の5	特別療養費の支給	規則第27条の5
特別の事情に関する届出	規則第27条の5の4	(新設)	(新設)
原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出	規則第27条の5の5	(新設)	(新設)
移送費の支給	規則第27条の11	移送費の支給	規則第27条の11
(略)	(略)	(略)	(略)